

令和6年度第4回美浦村定例教育委員会議事録

- 開会日時 令和6年7月25日（木）午前9時30分
 ○閉会日時 令和6年7月25日（火）午前10時30分
 ○開会場所 美浦村役場 3階 委員会室
 ○出席委員等
 教育長 山崎 満男
 教育長職務代理者 小松 正樹
 委 員 田組 順和
 委 員 浅野 千晶
 委 員 石橋 慎也
 ○出席事務局職員
 教育部長 小山 久登
 学校教育課長 松葉 時男
 指導室長 若林 功
 子育て支援課長 葉梨 裕美
 生涯学習課長 石川 大志
 美浦幼稚園長 矢崎 和子
 大谷保育所長 広瀬 良子
 木原保育所長 加藤 厚子
 ○欠席委員 なし
 ○傍聴人 0人
 ○提出議案及び議決結果

案 件		審議結果
議案第1号	美浦村教育委員会事務局処務規程の一部を改正する規程	可決
議案第2号	令和7年度使用教科用図書の採択について	可決
議案第3号	美浦村中央公民館管理規則の一部を改正する規則	可決
議案第4号	美浦村光と風の丘公園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	可決
議案第5号	木原地区多目的集会施設の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則	可決
議案第6号	安中地区多目的研修集会施設の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則	可決
議案第7号	美浦村公民館等管理運営規程の一部を改正する規程	可決
議案第8号	美浦村体育施設等管理運営規程の一部を改正する規程	可決
報告第1号	令和6年度就学援助費支給申請者及び認定者の報告について	—

○教育長

ただいまより、令和6年度第4回定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は、全員御出席をいただいております。教育委員会会議規則第17条第2項により、議事録署名委員を指名いたします。小松委員、お願いいたします。

【議案第1号 美浦村教育委員会事務局処務規程の一部を改正する規程】

【学校教育課長 説明】

【議案第1号 原案どおり可決】

【質疑無し】

【議案第2号 令和7年度使用教科用図書の採択について】

【指導室長 説明】

【非公開案件】

【議案第2号 原案どおり可決】

【一括上程】

【議案第3号 美浦村中央公民館管理規則の一部を改正する規則】

【議案第4号 美浦村光と風の丘公園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則】

【議案第5号 木原地区多目的集会施設の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則】

【議案第6号 安中地区多目的研修集会施設の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則】

【議案第7号 美浦村公民館等管理運営規程の一部を改正する規程】

【議案第8号 美浦村体育施設等管理運営規程の一部を改正する規程】

【議案第3号～第8号 原案どおり可決】

【質疑】

○浅野委員

募集では3歳以上となっておりますが、詳細をお聞きしたいです。

○生涯学習課長

この通信を発行した当初は3歳以上という条件で募集をかけたんですが、実際に3歳4歳の子が来た際に、この年齢の子を見るのは難しいということで、現在は小学生に修正して募集をかけ直しているところでございます。

○浅野委員

地域クラブにあたっては施設の使用料については免除ではなく減免なのでしょうか。

○生涯学習課長

丸々免除というわけではなく、中央公民館であれば、例えば2部屋使いたいという場合には、1部屋分のみ減免になるなどといった形になります。時間についても、4時間以上は通常の料金をお支払いしていただくという形になっておりまして、光と風の丘公園野球場だと、対象時間が2時間30分、テニスコートだと1面で2時間、多目的競技場だと4時間、そういった時間と場所の制限等は一部あるところでございます。

○浅野委員

公認地域クラブは、学校の部活動に任せるだけではなく、地域全体で文化活動、支えていくという、そういう趣旨のものであるのなら、いわゆる同好会、やりたい人たちが集まって施設を借りるというのと、減免の条件が同じでいいのかなというのがちょっと基本的な疑問にあります。というのは、やはり施設にかかるお金は、利用する参加者が負担をすることになると思います。当然やりたいんだから、やりたい人が経費を負担するのは当然なんですけれども、このようにこれから学校に任せてた部活動を地域で、もっと広く支えましょうということで、そこへ行かざるをえなくなる子どもさんたちが、それを同じように負担するようになるわけですね。

そういった仕組みを私は疑問に思うんですけれども、その辺をちょっと説明していただけますでしょうか。

○生涯学習課長

今のご質問にあった通り、団体によっては本当に1日中活動するような団体もあるというように想定しているところでございます。地域クラブへの移行も始まったばかりですので、しっかりその実態を把握しながら、クラブに寄り添って我々も支援できるように、時間だとか、場所だとか、そういったところも研究して、必要であれば、規則、規程を改正して、適切な仕組みとともに減免の拡大等も検討していきたいというふうに考えております。

○浅野委員

できれば、地域公認クラブというのはその他のものと同列ではなく、もっと財政的に支えて、参加したいお子さんたちができるだけ負担額が少なく参加できるようにしないと、やはりそこに家庭の事情だとかで格差が生じたりしてしまうと思います。公認団体については、施設利用は無料になるような支え方をしていた方がいいんじゃないかなというふうに、私個人の意見ですけれどもそう思います。よろしくお願ひしたいと思います。

○生涯学習課長

それでは、しっかり実態等調査し検証しながら進めていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○田組委員

美浦村としての公認地域クラブをスタートしていくにあたって、本当にたくさんのご苦労があったんじゃないかなと思います。

その反面で1つ、やはり部活動の地域移行というのが、学校現場の中では結構求められてる部分ではあると思いますが、現状、部活動と地域クラブがイコールかというところでは当然そうではない部分があると思います。今後、部活動でも人数が減ってきたり、そもそも部活動ではなくクラブチームに参加したり、今、現状としてある部活動のあり方をどういうふうにしていくかが、またこれからの課題になってくるのかなと思います。

○生涯学習課長

しっかり学校や指導室等と連携しながら進めて参りたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○小松委員

運営規程の第7条には、この場合における、減額の割合は公民館等の使用料の50%とし、免除及び減額の対象というふうに書いてありますが、免除っていうのは、どの範囲が免除になっているんでしょうか。

○生涯学習課長

公認地域クラブにつきましては、免除団体ということになります。免除の場合1室、対象時間は4時間までとなっております。この公民館等の使用料の50%となる団体については、減免団体であり、公認地域クラブについては、免除団体となります。公民館も光と風の丘公園等の社会体育施設に関しましても、時間や場所の制限が一部ございます。1日中使いたい場合には、当然その時間内が免除の対象になります。例えば、今説明した公民館であれば、減免の対象施設は1部屋になるため、大ホールと視聴覚室を使う場合には、視聴覚室のみ有料になります。

また1日4時間までという制限もありますので、これが5時間、6時間使うといった場合には、これも有料になるという改正でございます。

○浅野委員

例えば何か催し物をやろうと思って、ホールと控え室を借り、午前中練習して午後から発表会するみたいな形だと4時間で制限されてしまうというふうになってしまいかと思いますので、やはりできるだけお子さんたちの負担にならないような、減免の方向に向かっていただけるとありがたいかなというふう思います。

○生涯学習課長

この第7条1項の最後に、教育長が認めるところにより、制限時間を超えた場合も、減免することができるという一文がありますので、必要に応じて教育長の許可を取りながら対応したいと思っております。

【報告第1号 令和6年度就学援助費支給申請者及び認定者の報告について】

【学校教育課長 説明】

【質疑無し】

【その他1】

○田組委員

ここにいらっしゃる方々は小学校の統合に向けて、本当に忙しく準備をされているのかなと思います。実際に4月から統合小学校がスタートするにあたって、やっぱりこの教育委員会の中でも、建物的な進捗状況だけでなく、現在の状況を話題に出していただいてもいいのかなと思います。学校も学校で不安に感じている部分があると思います。準備していく中で、今はこういう状態で、こういった部分を課題として取り組んでるだとか、今、学校現場にこういうことやってもらっているんだとか、そういった話をできる範囲で構わないので、話題にしていってもいいのかなと思っています。

○学校教育課長

こちら統合小学校、準備委員会の方でいろいろと協議しておりますので、準備委員会の進捗状況については適宜報告させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

【その他2】

○浅野委員

校章については、まだ決まってないのでしょうか。

○学校教育課長

先月の準備委員会において、校章のデザインを選定していただいたんですが、一部色合いだとか、細かな修正が入っておりまして、今月の準備委員会の方でまた協議の方をしていきます。大元となるデザイン既に決まっておりますので、来月の定例教育委員会の方ではデザインをお示しできるかなと思います。